総社市子育て世代包括支援センター事業実施要綱を次のとおり定める。

令和5年2月1日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市子育て世代包括支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うために設置する、総社市子育て世代包括支援センター(母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項に規定する母子健康包括支援センターをいう。以下「センター」という。)の事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 センターの事業の実施主体は総社市とし、その主管課はこども課とする。

(職員の配置)

- 第3条 センターにセンター長を置き、こども課長をもって充てる。
- 2 センターの事業の実施に当たり、センターに保健師等の専門職の職員のほか、必要な職員を配置する。

(対象者)

- 第4条 センターの事業の対象者は、次に掲げる者とする。
- (1) 市内に住所を有する妊産婦、乳幼児及びその養育者(以下「妊産婦等」という。)
- (2) その他支援が必要と市長が認めた者

(事業内容)

- 第5条 センターは、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 妊産婦等の実情の把握に関すること。
 - (2) 妊娠、出産及び子育てに関する相談並びに情報提供、助言及び保健指導に関すること。
 - (3) 妊産婦等に対する支援プランの策定及びその評価に関すること。
 - (4) 好産婦等と保健医療又は福祉関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) その他妊産婦等の支援に関すること。
- 2 センターは、前項に掲げる事業のほか、伴走型相談支援事業(伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱(伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施について(令和4年12月26日付け子発1226第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)別紙)に規定する事業のうち、伴走型相談支援をいう。)を行うものとする。
- 3 前項に規定する伴走型相談支援事業を開始する日は、令和5年2月1日とする。 (関係機関との連携)
- 第6条 事業の実施に当たっては、関係機関に対してセンターの周知を積極的に行うとともに、関係機関との連携を図り、センターの事業を円滑かつ効率的に実施するよう努めるものとする。 (秘密保持)
- 第7条 センターの事業に従事する者は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。